

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、B所在の会社C営業所において配送業務に従事していたが、平成〇年〇月、営業へ異動し、平成〇年〇月には営業と配送を兼務し、同年〇月からは、再び配送業務に従事していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、Dクリニックに受診し「適応障害」と診断された。請求人によると、遅刻が多い部下の頭部を叩いたことを契機に、上司、同僚、部下から無視や嫌がらせ、差別を受けるようになり、同年〇月頃、イライラや不安から不眠等が出現したという。
- 3 本件は、請求人が、療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁  
(略)

#### 第4 争 点

請求人に発病した精神障害が、業務上の事由によるものであると認められるか。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 理 由

##### 1 当審査会の事実認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の疾患名と発病時期については、決定書に説示するとおり、平成〇年〇月〇日頃にICD-10診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」(以下「本件疾病」という。)を発病したものと判断する。

(2) 精神障害の業務起因性の判断基準については、決定書に記載の「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)のとおりとされ、当審査会においてもこれを妥当と考える。

(3) 請求人は、本件疾病の発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷をもたらす出来事として、①事実上の降格としての配置転換があり、②実質的に退職を強要されたとし、いずれの出来事によっても強い心理的負荷を受けたと主張するほか、認定基準に列挙された③(ひどい)嫌がらせ、いじめ又は暴行を受けた、④上司とのトラブルがあったという2つの出来事についても主張していることから、以下、検討する。

##### ア 事実上の降格処分としての配置転換があったとする主張について

請求人は、営業から配送へ再度配置転換されたことは、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」(以下「認定基準別表1」という。)の具体的な出来事「配置転換があった」に該当するものであって、請求人の本意に基づく要望によるものではなく、しかも事実上の降格であったため、心理的負荷の強度は「強」に当たると主張する。

しかし、本件の一件記録を精査するも、請求人が主張する降格であったことを認めるに足る資料は見受けられず、また、営業担当から配送担当への配置転換が異例なものであるとも認められない。したがって、同出来事について、仮に、それが請求人の希望に反するものであったとして、認定基準別表

1の具体的出来事「配置転換があった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に当てはめて検討すると、配置転換後の請求人の業務は以前に経験した業務で容易に対応できるものであり、さらに業務の負荷は軽微であったと認められることから、当審査会としては、同出来事の心理的負荷の総合評価は「弱」とであると判断する。

イ 実質的に退職を強要されたという主張について

請求人は、一方的な給与等の減額又は不支給は、不利益な状況に追い込んで退職させようとするもので、実質的な退職勧奨であるから、当該出来事は「認定基準別表1」の具体的出来事「退職を強要された」に当たると主張する。

しかし、本件の一件記録を精査するも、請求人の賃金が減額されたのは業績評価の結果等に基づくものであると考えることが相当であり、請求人を退職に追い込むことを意図したと考えられる資料ないし申述は見受けられず、請求人の主張は採用できない。

なお、請求人は、平成〇年〇月以降、出張手当が支給される出張に行かせてもらえず、出張手当が支給されなかったと主張するが、そのことをもって賃金の不払いとは判断できない。

ウ 請求人が主張する出来事のうち、上記（3）の③及び④の2つの出来事については、決定書に説示するとおり、当審査会としても、その心理的負荷の総合評価は、③が「中」、④は「弱」とであると判断する。なお、③について「中」と判断した理由は、請求人専用箱の設置に関し、上司等が請求人の態度について注意や指導をすることなく、実行されたものであると考えられるためである。

（4）以上からすると、本件においては業務による心理的負荷の総合評価が「中」になる出来事が1つ、「弱」になる出来事が2つ存在しているが、恒常的時間外労働は認められないため、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「中」と判断することが妥当であり、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

（5）請求人のその他の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものはいだせなかった。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。